二　買換資産に該当する船舶（以下この号において「買換船舶」という。）の進水の日から当該買換船舶の取得の日までの期間が当該買換船舶に係る法第六十五条の七第一項の譲渡をした資産（次項各号において「譲渡資産」という。）に該当する船舶（以下この号において「譲渡船舶」という。）の進水の日から当該譲渡船舶の譲渡の日までの期間未満である場合の当該買換船舶のうち環境への負荷の低減に資する船舶として国土交通大臣及び農林水産大臣が財務大臣と協議して指定するもの（前号に掲げるものを除く。）

第三十九条の七第二十項及び第二十一項を削り、同条第二十二項第一号中「法第六十五条の七第一項の譲渡をした資産（以下この項において「譲渡資産」という。）が同条第一項の表の第五号」を「譲渡資産が法第六十五条の七第一項の表の第二号」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とし、同項を同条第十項とし、同条第二十三項中「がある場合」を削り、同項を同条第十一項とし、同条第二十四項から第二十六項までを十二項ずつ繰り上げ、同条第二十七項中「第三十九条の百六第十六項前段」を「第三十九条の百六第九項前段」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第二十八項を同条第十六項とし、同条第二十九項中「第三十六項」を「第二十四項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第三十項中「第三十九条の百六第十九項前段」を「第三十九条の百六第十二項前段」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第三十一項から第三十三項までを十二項ずつ繰り上げ、同条第三十四項中「第三十六項」を「第二十四項」に、「第三十二項第二号」を「第二十項第二号」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第三十五項を同条第二十三項とし、同条第三十六項を同条第二十四項とし、同条第三十七項中「いずれか一の」を「いずれかの」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第三十八項中「買換資産の」を「当該買換資産の」に、「第十八号」を「第九号」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第三十九項中「第十七号」を「第九号」に改め、同項第七号中「第三十九条の百六第二十八項第二号」を「第三十九条の百六第二十一項第二号」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第四十項第三号中「しようとする」を「する見込みである」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第四十一項中「第十九号」を「第十号」に、「船舶」を「資産」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第四十二項中「第三十七項及び第三十八項」を「第二十五項及び第二十六項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第四十三項中「適格分割又は適格現物出資」を「適格分割等」に改め、同項第三十一項とし、同条第四十四項を同条第三十二項とし、同条第四十五項を同条第三十三項とし、同条第四十六項中「ときは、当該各号」を「ときは、次の各号」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第四十七項第二号中「しようとする」を「する見込みである」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第四十八項中「第十九号」を「第十号」に、「船舶」を「資産」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第四十九項を同条第三十七項とし、同条第五十項から第五十二項までを十二項ずつ繰り上げ、同条第五十三項中「ものとする」を削り、同項を同条第四十一項とし、同条第五十四項を同条第四十二項とし、同条第五十五項中「第二十二項」を「第十項」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第五十六項を同条第四十四項とし、同条第五十七項中「法第六十五条の七第九項（法第六十五条の八第八項において準用する場合を含む。）に規定する適格分割等又は法第六十五条の八第二項」を「これらの規定」に、「適格分割若しくは適格現物出資」を「適格分割等」に改め、同項を同条第四十五項とし、同条第五十八項を同条第四十六項とし、同条第五十九項を同条第四十七項とし、同条第六十項中「国土交通大臣」の下に「及び農林水産大臣」を加え、「第二十一項」を「第九項各号」に改め、同項を同条第四十八項とする。

第三十九条の九の見出し中「場合」を「場合等」に改め、同条第四項第一号中「次項まで」を「この号及び次項第一号」に改め、同条第十二項中「適格分割又は適格現物出資」を「適格分割等」に改め、同条第十八項中「法第六十五条の十一第四項（法第六十五条の十二第九項において準用する場合を含む。）に規定する適格分割等又は法第六十五条の十二第三項」を「これらの規定」に、「適格分割若しくは適格現物出資」を「適格分割等」に改め、同条第二十項中「ものとする」を削る。

第三十九条の九の二の見出し中「場合」を「場合等」に改め、同条第一項第一号中「次に掲げる区域のいずれかの区域」を「都市再生特別措置法第二条第三項に規定する都市再生緊急整備地域」に改め、同号イからホまでを削り、同条第五項第一号中「交換差金（以下この項及び次項」を「交換差金（以下この号及び次項第一号」に改め、同条第十一項中「法第六十五条の十三第四項（法第六十五条の十四第九項において準用する場合を含む。）に規定する適格分割等又は法第六十五条の十四第三項」を「これらの規定」に、「適格分割若しくは適格現物出資」を「適格分割等」に改め、同条第十三項中「ものとする」を削る。

第三十九条の十の二第一項中「により当該適用法人」を「が当該適用法人」に改める。

第三十九条の十二第五項中「規定する国外関連者」の下に「（以下この項、第八項から第十項まで及び第十二項において「国外関連者」という。）」を加え、同条第八項第一号を次のように改める。

一　国外関連取引に係る棚卸資産の法第六十六条の四第一項の法人及び当該法人に係る国外関連者による購入、製造その他の行為による取得及び販売（以下この号において「販売等」という。）に係る所得が、次に掲げる方法によりこれらの者に帰属するものとして計算した金額をもつて当該国外関連取引の対価の額とする方法

イ　当該国外関連取引に係る棚卸資産と同種又は類似の棚卸資産の非関連者による販売等（イにおいて「比較対象取引」という。）に係る所得の配分に関する割合（当該比較対象取引と当該国外関連取引に係る棚卸資産の当該法人及び当該国外関連者による販売等とが当事者の果たす機能その他において差異がある場合には、その差異により生ずる割合の差につき必要な調整を加えた後の割合）に応じて当該法人及び当該国外関連者に帰属するものとして計算する方法

ロ　当該国外関連取引に係る棚卸資産の当該法人及び当該国外関連者による販売等に係る所得の発生に寄与した程度を推測するに足りるこれらの者が支出した費用の額、使用した固定資産の価額その他これらの者に係る要因に応じてこれらの者に帰属するものとして計算する方法

ハ　(1)及び(2)に掲げる金額につき当該法人及び当該国外関連者ごとに合計した金額がこれらの者に帰属するものとして計算する方法

(1)　当該国外関連取引に係る棚卸資産の当該法人及び当該国外関連者による販売等に係る所得が、当該棚卸資産と同種又は類似の棚卸資産の非関連者による販売等（(1)において「比較対象取引」という。）に係る第六項、前項、次号又は第三号に規定する必要な調整を加えないものとした場合のこれらの規定による割合（当該比較対象取引と当該国外関連取引に係る棚卸資産の当該法人及び当該国外関連者による販売等とが当事者の果たす機能その他において差異がある場合には、その差異（当該棚卸資産の販売等に関し当該法人及び当該国外関連者に独自の機能が存在することによる差異を除く。）により生ずる割合の差につき必要な調整を加えた後の割合）に基づき当該法人及び当該国外関連者に帰属するものとして計算した金額

(2)　当該国外関連取引に係る棚卸資産の当該法人及び当該国外関連者による販売等に係る所得の金額と(1)に掲げる金額の合計額との差額（(2)において「残余利益等」という。）が、当該残余利益等の発生に寄与した程度を推測するに足りるこれらの者が支出した費用の額、使用した固定資産の価額その他これらの者に係る要因に応じてこれらの者に帰属するものとして計算した金額

第三十九条の十二第八項第四号中「前二号」を「前三号」に改め、同条第十二項中「同項第二号ロに掲げる」を「同項第二号に定める」に改め、同項第一号中「（同条第一項に規定する国外関連者をいう。）」を削る。

第三十九条の十二の二第四項中「（昭和三十七年政令第百三十五号）」を削る。

第三十九条の十四第二項第一号イを次のように改める。

イ　その本店所在地国の法令により外国法人税の課税標準に含まれないこととされる所得の金額（法人税法第二十三条第一項第一号に掲げる金額（同法第二十四条第一項の規定の例によるものとした場合に同号に掲げる金額とみなされる金額に相当する金額を含む。以下この項及び次条において「配当等の額」という。）を除く。）